

あ と が き

本校は独立行政法人国立高等専門学校機構に移行して、今年度（H21）は6年目を迎えます。この間多様な変革を迫られ、「労働安全衛生法」の適用を受けることになったのもその一つですが、学校では一般の事業所等とは異なり学生が多数学んでいます。職場での教職員の自らの安全を考えるのは当然としても、学校である以上学生がいろいろな危険な場に多数関わっていることには変わりはないので、労働者とは本質的に異なる学生の健康障害の防止も教職員の責務です。学生は安全に対する考え方を学ぶとともに、単に教員から指導を受けるだけでなく、将来の技術者として身につけなければならない多くの事柄の中の一つとして、倫理的な側面も安全の視点で理解する必要があります。いろいろな場面での学生および教職員の安全をどのように図るかは相互の理解・協調・行動にかかっていると思います。試行錯誤を繰り返している時期は過ぎました。安全には「待ったなし」です。平成18年4月からの改正労働安全衛生法をしっかりと認識し、高専の現状にマッチした安全教育を徹底していただきたいと思います。「安全への心がまえ」の中にも書きましたように、現行の労働安全衛生法は高専の安全教育に必ずしも適合するものでもなく、その改善にはそれぞれに工夫と創意を要します。

本校では現在危機管理マニュアルの整備を行っています。整備されれば、この冊子で取り上げている事項について大幅な改定を行うこととなります。そのため、今回の改訂は、物質工学科棟改修に伴う大幅な変更の他は年度更新に伴う字句等の不整合に限定しています。新入学生・編入学生用として、各学科ごとの分冊型を準備しました。実験の前後に行うべき十分なガイダンス・説明会の際に、本冊子を大いに活用していただきたい。重量物や化学物質・廃棄物管理に関する学生への教育・訓練の重要性の認識が薄いと、事故発生源での適正な処置や安全処理が大きく後退すると云われていることも忘れてはなりません。実験を始める前、実験中、実験後に安全を意識させる必要がありますが、「注意」をいくら口頭で言っても学生にはピンとこないのではないかと。具体的に何をどのようになぜ必要かを具体的なチェック行動によって体得させなければなりません。なお、高専学生の安全に関しては、国立高専機構においても安全衛生管理委員会が17年度に発足し、そのマニュアルが発行されましたので、本誌に参考資料として掲げます。現在は、高専機構から毎年新入生に「実験実習安全必携」が配布されています。

第7版は、安全衛生委員会委員その他の方々が原稿の収集・編集に当たっていただきました。年度末の超多忙の中、誠にありがとうございました。

(安全衛生委員会委員長 中岡 鑑一郎)